

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和2年12月1日(火)

開会 午後3時

閉会 午後3時20分

場所 みよし市役所 301会議録

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銑造

(書記)

総務部部長(書記長)	清水 創一	総務課主査(書記)	福上 慎吾
総務部次長(書記)	小野田 浩司	総務課主査(書記)	横田 竜一
総務部副参事(書記)	服部 誠	総務課主事(書記)	三宅 望
総務課副主幹(書記)	鈴木 正康		

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 専決処分について(在外選挙人名簿の登録について)

(2) 選挙人名簿定時登録(令和2年12月)について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録)

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

3 その他

愛知県知事解職請求について

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>始めに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>< 挨拶 ></p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について、書記より説明をお願いします。</p>
三宅書記	<p>議題（1）の専決処分について、事務局より説明いたします。</p> <p>資料1ページ目を御覧ください。</p> <p>御覧の表に記載の方について、在外選挙人名簿の登録を当委員会にて行わせていただきました。表には、登録を行った在外選挙人の氏名、生年月日、性別、本籍、日本における最終住所地、専決処分日を記載しております。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、今回申請のあった方の被登録資格について確認をさせていただいた結果でございます。①は、在外選挙人名簿に既に登録されていない者であること。②は申請時において年齢満18年以上であること。③は日本国民であること。④⑤⑥は欠格事項に該当しない方であること。⑦は転出先の領事館の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有していること。これら7点について本籍地の市長に確認いたしました。その結果、全ての被登録資格を満たしておりましたので、公職選挙法第30条の6第1項に基づき、在外選挙人名簿に登録をさせていただきましたので御報告いたします。説明は以上です。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、御質問等になれば、ただ今より採決に移りたいと思います。</p> <p>議題（1）専決処分について、御異議ございませんか。</p>

三宅書記	<p><異議なし></p> <p>御異議ないようですので、議題（１）専決処分については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（２）選挙人名簿定時登録（令和２年１２月）について、書記より説明をお願いします。</p> <p>続きまして、「選挙人名簿定時登録（令和２年１２月）」について事務局より説明いたします。</p> <p>資料３ページを御覧ください。</p> <p>令和２年１２月定時登録における資格要件等について説明させていただきます。</p> <p>大きい１番について、定時登録の基準日及び登録日は、令和２年１２月１日（火）、本日でございます。</p> <p>大きい２番の登録要件ですが、（１）、（２）のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。</p> <p>登録要件の１つ目として、国政選挙の選挙権のある者とされています。すなわち、日本国民であり、本日現在において年齢満１８年以上の者であることが要件となります。</p> <p>２つ目は、住所要件として、令和２年９月１日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。</p> <p>イについてですが、３箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和２年８月１日から令和２年１１月３０日までに転出した者、すなわち転出後４箇月以内の者については、表示登録者として登録がされます。</p> <p>ウについてですが、帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。</p> <p>次に、大きい４番の抹消者ですが、（１）から（３）までのいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。</p> <p>１つ目は、令和２年７月３１日以前に転出した者です。転出して４箇月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。</p> <p>２つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり本日までに死亡した場合です。</p> <p>３つ目は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>大きい４番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい３（２）イで触れた、令和２年８月１日以降の転出者となります。</p> <p>続いて４ページ目を御覧ください。</p> <p>こちらは、１２月定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和２年１２月１日現在の選挙人名簿登録者数は、男２４，６３６人、女２３，４０２人であり、合計４８，０３８人です。</p>
------	---

5、6、7ページには、それぞれ、投票区ごとの選挙人の数の内訳表、世代ごとの選挙人の数の内訳表、前回定時登録時と今回の定時登録時の投票区ごとの選挙人の増減表を掲載しております。

続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。

8ページを御覧ください。

12月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男45人、女19人、計64人であり、前回の9月定時登録と比較して、男が1人の減、女が2人の減となっております。

9ページは、在外選挙人64人の在留している国の内訳表でございます。

10ページを御覧ください。

こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、その数は961となります。参考として下表に計算式を掲載しております。

11ページを御覧ください。

こちらは同じく地方自治法で規定されている議会の解散請求、議員の解職請求、市長の解職請求、副市長等主要公務員の解職請求及び教育委員会の委員の解職請求に必要な署名の数を告示するものです。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、その数は、16,013となります。こちらにつきましても、参考に計算式を掲載しております。

事務局からは以上です。

横田書記

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

それでは、御質問等他になければ、ただ今より採決に移りたいと思います。

議題（2）選挙人名簿定時登録（令和2年12月）について、御異議ございませんか。

<異議なし>

御異議ないようですので、議題（2）選挙人名簿定時登録（令和2年12月）については、承認されたものといたします。

続きまして、その他で愛知県知事解職請求について、書記より説明をお願いします。

鈴木書記	<p>こちらにつきましては、前回の選挙管理委員会でも報告させていただきました案件となります。</p> <p>資料は12ページを御覧ください。</p> <p>みよし市では、令和2年8月26日から令和2年10月25日までが署名の収集期間となっております、11月4日に署名簿の仮提出がありました。</p> <p>署名の数を事務局で確認させていただいたところ、本市の署名総数は、資料にありますように、2,899人でありました。なお、愛知県全体の署名総数は、43万5,231人となっております。</p> <p>選挙の執行によりまして、市町村によっては、署名を求めることができない期間がありましたので、収集期間の終了日が最も遅い市町村で、令和2年12月19日となっており、令和3年1月4日が署名簿の提出期限となります。</p> <p>法定数を超える署名数であれば、令和3年1月4日までに本市に対して署名簿が本提出され、市の選挙管理委員会において、その署名が市の区域内の選挙権を有する者かどうか、審査を行う事務が生じることになります。</p> <p>なお、署名数が法定数に満たない場合には、署名簿は本提出されず、これをもって解職請求に係る一連の手続が終了することになります。</p> <p>以上で、報告の説明とさせていただきます。</p>
伊豆原委員長	<p>何か御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、特になければ、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。</p> <p>本日は、御苦勞様でした。</p>